

(每月三日、六日、九日、十二日、十五日、十八日、二十一日、二十四日、二十七日、三十日、十回發行)

# 縣報 第八百號

明治四十一年八月三十日 和歌山縣

## ○公文

○和歌山縣令第五十六號

明治四十一年七月縣令第三十號獸疫豫防令中「德島縣美馬郡」ノ次ニ左ノ通追加ス

明治四十一年八月廿八日

和歌山縣知事 伊澤多喜男

一 奈良縣磯城郡

○和歌山縣令第五十七號

明治三十五年農商務省令第八號漁業組令規則第六十二條ニ依リ漁業組合事務取扱規程左ノ通相定ム

明治四十一年八月廿九日

和歌山縣知事 伊澤多喜男

### 漁業組合事務取扱規程

第一條 規約變更、組合解散、理事監事收入役清算人ノ解任、漁業權又ハ不動產ニ關スル權利ノ得喪若ハ變更、基金ノ利用又ハ支出、豫算外ノ支出又ハ起債、組合員除名等ノ認可申請書ニハ理由書並決議録ノ謄本、漁業權ノ貸付又ハ入漁契約、清算及財産處分方法ノ認可申請書ニハ決議録ノ謄本ヲ添付スヘシ

第二條 漁業權取得認可申請書ニハ漁業權及漁業ノ種類、名稱、漁場位置ノ概要ヲ記載スルヲ要ス他ノ漁業組合ト共同ノモノハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

縣報第八百號

明治四十一年八月三十日

第三種郵便物認可

第三條 役員ノ選任認可申請書ニハ其ノ選任ヲ爲シタル事由ヲ記載シ當選者ノ履歷書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、本籍、住所、職業(主タル漁業名)氏名、生年月日

二、學業、官公職、業務ノ經歷

三、賞罰

第四條 役員ノ轉任死亡其ノ他ノ事由ニ依リ缺員ヲ生シタルトキハ市組合ハ知事ニ郡ニ屬スル組合ハ郡長ニ届出ツヘシ

第五條 總代ヲ選任シタル場合ハ其ノ當選者ノ住所氏名及主タル漁業名稱ヲ記シ其ノ都度市組合ハ知事ニ郡ニ屬スル組合ハ郡長ニ届出ツヘシ

第六條 總會又ハ總代會ヲ開カントスルトキハ會議ノ目的、事項及場所ヲ記載シ少クモ招集ノ三日

日前郡市長ニ届出ツヘシ

郡市長ニ於テ前項ノ届出ヲ受ケ會議ノ事項重大ナリト認ムルトキハ更ニ知事ニ報告スヘシ

第七條 會議ノ決議録ニハ年月日、會議ノ目的事項及場所、組合員若ハ總代ノ總數、出席役員ノ氏

名、出席組合員若ハ總代ノ數、會議ノ狀況並可否ノ數ヲ記載スヘシ

第八條 組合ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ト爲スヘシ

但シ特別ノ理由アルモノハ此ノ限ニアラス

第九條 毎年度ノ經費豫算ハ年度開始二箇月前ニ認可ヲ受クヘシ

第十條 經費豫算認可申請書ニハ前年度ニ比較シ増減ノ理由、全變更認可申請書ニハ其變更ヲ要

スル理由説明書ヲ添付スヘシ

第十一條 豫算變更ノ様式ハ明治三十五年六月農商務省告示第百六號様式ノ「本年度豫算額」欄ヲ

「更正豫算額」トシ「前年度豫算額」欄ヲ「既定豫算額」ト爲スヘシ

第十二條 組合員負擔金ヲ等級別ト爲ス場合ニ於テハ經費賦課徵收法ニ其ノ等級ニ對スル漁業若ハ漁具ノ種類並課率ヲ明記セル等級課率表ヲ添付スヘシ

第十三條 經費賦課徵收法ニハ徵收率徵收期並加入脫退者ニ對スル徵收方法等ヲ規定シ規約等ニ依リ別ニ定メタルモノ、外毎年度豫算ト共ニ認可ヲ受クヘシ

第十四條 經費決算財産目錄事業報告書ハ年度閉鎖後四箇月以内ニ總會若ハ總代會ノ承認ヲ經テ届出ツヘシ

第十五條 經費決算書ニハ豫算ニ對スル毎款ノ比較増減理由及剩餘金處分ニ關スル説明書ヲ添付スヘシ

第十六條 財産目錄ニハ第一號様式ニ依リ基金、遭難救恤資金其ノ他ノ積立金額、有價證券、預金、現金、土地、家屋、船舶、什器等ノ種類名稱及時價見積價格ヲ記載スヘシ

第十七條 事業報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、年度末ニ於ケル組合員ノ種別（専業兼業）現在數、前年度末組合員數及其ノ比較増減並其ノ理由

二、年度末ニ於ケル組合員所有ノ漁船漁具ノ種別並員數、前年度末現在數及其ノ比較増減並理由

三、處務要件並經費徵收ノ狀況

四、漁業權享有行使並組合員漁業ノ狀況

第三號様式

第四號様式

第五號様式

五、入漁及出漁ニ關スル事項

第六號樣式

六、年度内ニ於ケル漁獲物賣上ノ種類、數量、價格、前年度ニ比シ増減並其ノ理由

第七號樣式

七、年度内ニ於ケル組合員貯金額、拂戻額、年度末現在貯金總額、前年度末現在額及其ノ比較

増減、減額ノ場合ニ於テハ其ノ理由

第八號樣式

八、遭難及救恤ニ關スル事項

第九號樣式

九、違約者處分ニ關スル事項

第十號樣式

十、其ノ他參考トナルヘキ事項

第十八條 處務規程若ハ其ノ他ノ細則ヲ設ケ又ハ之ヲ改メタルトキハ直ニ其ノ寫ヲ添附シ郡市長

ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ

第十九條 組合ニハ左ノ簿冊ヲ備ヘ置クヘシ

組合員名簿

第十一號樣式

從業者名簿

第十二號樣式

役員事務員及總代名簿

第十三號樣式

積立金台帳

第十四號樣式

積立金受拂簿

第十五號樣式

財產台帳

第十六號樣式

借入金及償還明細簿

第十七號樣式

規約違犯者處分錄

第十八號樣式

處務日誌

第十八號樣式

現金出納簿

第十九號樣式

經費徵收原簿

第二十號樣式

經費收入簿

第廿一號樣式

經費支出簿

第廿二號樣式

前項ノ外必要ト認ムルトキハ便宜補助簿ヲ設クルコトヲ得

第二十條 漁獲物販賣ノ取扱及組合員ノ貯金ヲ取扱フトキハ前條ノ外尙左ノ簿冊ヲ備ヘ置クヘシ

漁獲物水揚帳

第廿三號樣式

漁獲物代金出納簿

第廿四號樣式

漁獲物代金仕拂原簿

第廿五號樣式

漁獲物賣上金納入原簿

第廿六號樣式

組合員貯金人別簿

第廿七號樣式

前項ノ外必要ト認ムルトキハ便宜補助簿ヲ設クルコトヲ得

第二十一條 凡ソ金錢ヲ支出スルトキハ債主ノ領收證ヲ徴シ仕拂番號ヲ附シ合綴保存スヘシ

第二十二條 漁獲物販賣ノ取扱ニ關シ組合員別ニ交付スル魚價拂渡通帳ニハ魚價請求ノ都度販賣

月日、重ナル漁獲物名、販賣金額、歩引金額、差引仕拂金額等ヲ記入スヘシ

第二十三條 前條ノ拂渡通帳ニ依リ漁獲物代金ヲ仕拂ヒタルトキハ通帳ニ捺印ヲ爲サシムヘシ此

ノ場合ニ於テハ第二十一條ノ領收證ヲ要セス

但通帳ニシテ餘白ナキニ至リタルトキ又ハ記入期間滿了セルトキハ之ヲ組合ニ保存スルモノ

トス  
 第二十四條 總テ漁業組合ヨリ提出スル書面ハ郡ニ在リテハ所轄町村役場及郡役所、市ニ在リテハ市役所ヲ經由スヘシ

第一號樣式

財產目錄

明治何年度末現在

- 一 基金 何程
- 一 遭難救恤資金 何程
- 一 積立金 何程
- 一 有價証券 額面種類數量 價額何程
- 一 預金 何程
- 一 現金 何程
- 一 土地 宅地何坪 價額何程  
田、畑、山林、何反何畝步
- 一 家屋 種類何々 價額何程
- 一 船舶 種類何艘 價額何程
- 一 什器 何々外何点 價額何程

(基金、遭難救恤資金積立  
 金以外ノ預金ヲ掲ク)

第二號樣式

組合員種別

第三號樣式

組合員所有漁船

(所有漁船ト雖使用セサリシモノハ記載セサルモノトス)

船形本日	種類	員數	前年度末現在	比較		理由
				増	減	
五間以上						
三間末滿						
三間末滿						

組合員數  
前年度末組合員數  
比較  
理由

專業兼業計  
專業兼業計  
増減  
理由

計	西 洋 形 船				計
	五十噸以上	三十噸以下	十噸以上 三十噸未滿	十噸未滿	
計	第三號樣式				計
	組合員所有漁具				
計	(所有漁具ト雖使用セサリシモノハ記載セサルモノトス)				計
	(所有漁具ト雖使用セサリシモノハ記載セサルモノトス)				
名	稱	員	數	前年度未現在	比
鮪	繩				增
					減
					校
					理
					由



何々	何網	雜繩	鯛繩

第四號様式

處務要件

- 一 何月何日何々漁業ノ免許願書ヲ提出シ何月何日之カ免許狀ヲ下付セラル
- 一 何月何日規約第何條變更ノ認可申請ヲナシ何月何日認可セラル
- 一 何月何日何年度經費豫算并ニ賦課徵收法認可申請ヲナシ何月何日認可セラル
- 一 何月何日理事補缺選舉ノ認可申請ヲナシ何月何日認可セラル
- 一 何月何日何々ノ爲ノ理事何某何地ニ出張何月何日歸村シタリ
- 一 何々
- 一 何々

組合經費徵收ノ狀況

第一期ニ在リテハ組合員負担金及漁業科トモ多ク納入期日前ニ納付シ督促ヲ加ヘタルモノ僅ニ何名ニ過キサリシカ第二期ニ在リテハ恰モ不漁ノ爲延テ經費ノ納入ニ影響ヲ及ホシ期日前ニ納入シタルモノ約三分ノ一二過キサリシカ其後何月ニ至リ漁事好況ナリシ爲メ些ノ遺漏ナク納入ヲ了セリ

第五號様式

漁業權享有行使並組合員漁業狀況

- 一、何月何日地先水面専用漁業權ヲ免許セラレタリ其ノ中鮑漁業ハ何月何日迄ノ期間ヲ定メ組合員ノ入札ニ依リタルニ何某落札シタリ等
- 一、本年度ニ於ケル一般ノ漁況ハ上半年ニ於テハ先ツ好況ニシテ前年度ト大差ナカリシモ下半年ノ初メニ至リ本組合ノ最モ主要タル何々漁業ノ不況ナリシカ爲漁民一時ハ悲境ニ陥リタルモ後何月ニ至リ何魚ノ豫期外ノ大漁アリシカ爲頓ニ景氣ヲ挽回シタルノミナラス却テ前年度ニ比シ優況ヲ呈セリ
- 一、本年度ニ於テ新ニ興シタル何々網漁業ハ準備ノ整ハサリシ爲メ季節ニ遅レテ敷設シタルヲ以テ満足ナル結果ヲ見ル能ハサリシモ其ノ適當漁具ニシテ好望ナルコトヲ認メタリ

第六號様式

入漁及出漁ニ關スル事項

漁業ノ種類 入漁出漁ノ區別	入(出)漁場所	入(出)漁者住所員	數 漁獲物名稱及數量 金	額

備考 入漁者ノ漁獲ニシテ入漁地ニ於テ賣捌カサルモノハ適宜記載ノコト

第七號様式

漁獲物賣上表

種 類	數	量	價	格	前 年 度		理 由
					數	額	
藻							前年度ニ比シ數量何程價額 何程ヲ増シ又ハ減シタルハ 何月以來豐漁又ハ不漁何々
介							
鯖							
鯉							

第八號様式

貯金表

貯金種類	前年末現在及人員	本年度中預入額及人員	本年度中拂戻額及人員	本年度末現在及人員	前年度末ト比較		理由
					増	減	
個人貯金							
共同貯金							
計							

備考、個人貯金ハ郵便貯金トシ共同貯金ハ銀行預金トス等ヲ記載スルコト

第九號様式

遭難救恤ニ關スル事項

- 一、水難其他何々ノ變災ニ遭遇シ漁具漁船ヲ喪失毀損シタル某ニ對シ其何々新調費又ハ修繕費トシテ何程ヲ支出シタリ
- 二、何々ニヨリ負傷シ若ハ疾病ニ罹リタル何某外何人ニ對シ醫療費トシテ金何程ヲ支出シタリ
- 三、何々ノ爲遭難漂流者何某外何名ノ歸郷旅費トシテ金何程ヲ補助セリ
- 四、遭難者ノ家族扶助料トシテ支出セシ金高何程

五、遭難者ヲ救恤セシニヨリ賞與金又ハ謝金トシテ支出セシモノ左ノ如シ  
云々

第十號様式

違約者處分

經費滯納過怠金	規約規定違背徵收金	其他	計
何名金額	何名金額	何名金額	何名金額

第十一號様式

組合員名簿

住所氏名	生年月日	加入年月日	脱退年月日	摘要

漁夫其ノ他從業者ノ名簿ハ本様式ニ準シ別ニ調製スヘシ

第十二號様式

役員、事務員及總代名簿

(イ) 役員 (理事)

當選年月日 認可年月日 任期滿了月日 住所氏名 生年月日

解任年月日及事由 備考

何年何月何日組長ニ當選等

監事及收入役ハ本様式ニ準シ別ニ坐ヲ設ケテ記載スヘシ

(ロ) 事務員 (書記)

任用年月日 住所氏名 生年月日 解任年月日及事由 給料額 備考

書記以外ノ事務員アルトキハ別ニ坐チ設ケテ記載スヘシ

(ハ) 總代

當選年月日	住	所	氏	名	生年月日	解任年月日及事由	備考
-------	---	---	---	---	------	----------	----

總代何某辭任ニ付補缺當選等

第十三號様式

積立金台帳 (基金)

基金ノ内有價証券等ナルトキハ便宜口座チ設ケ金額欄ニハ額面金額ヲ備考欄ニハ拂込額ヲ記載スヘシ

金額 保管方法 利子歩合 編入年月日 累計 備考

金額引出ノトキハ金額欄内ニ朱記シ備考ニ其理由ヲ記シ更メ累計ヲ附スヘシ  
 遭難救恤資金、別途積立金、等各右様式ニ準シ其口座ヲ設クヘシ

第十四號様式

積立金受拂簿

年月日	摘要	受	拂	現在額
月 日 年	何々銀行へ預入ノ爲拂			
月 日 年	何々債券額面何百圓買入ノ爲拂			
月 日 年	何々ノ利子何期分受入			
月 日 年	何々年度經費剩金ヨリ受入			



月 年  
日 年  
何々ノ爲拂

年  
計

第十五號樣式

財產台帳

(1) 地 所

郡市町村名  
大字及字  
地  
番地  
目反  
別  
收得ノ沿革  
備  
考

原價ヲ記スコ

(2) 建 物

郡市町村名  
大字及字  
地番又ハ屋敷番名  
稱  
棟  
數  
建坪數  
構造種類  
備  
考

何年何月建築何年  
 何月何某ヨリ代價  
 何程ニテ讓受何年  
 何月何某へ代價何  
 程ニテ賣渡等

(ハ) 什器

購入(又ハ何々)年月日

品名  
 數量  
 價額  
 備考

(ニ) 有價證券

種類  
 額面  
 高利子歩合  
 保管方法  
 收得年月日  
 備考

漁船漁具種別ノ部

(漁業組合有)

(本) 漁 船

調製購入年月日

種 類 長、巾、又ハ噸數 代金又ハ調製費

日本形西洋形ノ別

網 船

釣 船

(-) 漁 具

種 類 名 稱 數 量

調製 購入年月日

調製費又ハ代金

備

考

備考

一、以上諸帳簿ハ數年連用スヘキモノニシテ其ノ異動ヲ生シ更正ヲ要スルモノハ其旨ヲ記入シ原書ニ朱ニ線ヲ引キ塗林シ傍ニ朱ヲ以テ訂正スヘク其ノ繁雜ニ涉ルモノハ次欄ニ移載シ新舊二欄ニ其旨附記スヘシ

二、基金遭難救恤資金別途積立金ニ屬スルモノハ本簿ニ記載スルモノニアラス

第十六號様式

借入金及償還明細簿

債額	起債理由	起債年月日	起債方法	償還方法	利率歩合	償還期限	抵當品種	償還年月日
----	------	-------	------	------	------	------	------	-------

備考、一 債主、債種等ハ起債方法欄二行以上ニ跨カリテ記載スルモ妨ナシ

二 分割償還ヲ爲シタルトキハ其都度償還年月日欄ニ分割償還金額高ヲモ記載スルコト

三 償還方法ニシテ複雑ナルモノハ省界ヲ別ニ調製シ置クモ妨ナシ

第十七號樣式

規約違反者處分錄

何月何日 組合規約第何條ノ規定ニ違背シタル何某ニ對シ金何圓ノ過怠金ヲ課シタリ  
 何月何日 組合經費(又ハ漁業料)ノ納付ヲ怠リタル何某ニ對シ何々ノ處分ヲナシ  
 第十八號樣式

處務 日誌

何月何日 通常(臨時)總會又ハ通常(臨時)總代會開會左ノ決議又ハ承認ヲ經タリ

- 一、何年度經費豫算并ニ賦課徵收法ノ件(可決)
- 一、何年度經費決算、財產目錄、事業報告ノ件(承認)
- 一、基金ノ積立及剩餘金分配ノ件(可決)
- 一、何々網漁業權取得ノ件(可決)
- 一、何々網漁業權貸付ノ件(可決)
- 一、何々
- 一、何々

何月何日 何々網漁業免許願書ヲ掲出ス  
 何月何日 何月何日出願何々網漁業ノ件本日免許狀ヲ下付セララル  
 何月何日 何年度經費豫算並ニ賦課徵收法ノ認可ヲ申請ス  
 何月何日 何月何日申請何年度經費豫算並ニ賦課徵收法ノ件認可セララル  
 何月何日 何々ノ爲理事何某本日ヨリ何日間ノ豫定ヲ以テ何地へ出張ス

何月何日 何々ノ爲何地へ出張セシ理事何某本日歸村ス  
 何月何日 組合規約第何條變更ノ認可申請ヲナス  
 何月何日 何月何日申請組合規約第何條變更ノ件認可セラル  
 何月何日 理事補缺選舉ノ認可申請ヲナス  
 何月何日 何月何日申請理事補缺選舉ノ件認可セラル  
 第十九號様式

現金出納簿

年月日	收支番號	摘要	受	拂	殘
月 日年		何々何期分何某ヨリ收入			
月 日年		何々費何某へ拂			
月 日年		何々何期分何某外何名ヨリ收入			
月 日年		何々費何某外何名へ拂			
月 日年		何某ヨリ寄付金收入			

備考

一 費目ノ何種ヲ問ハス現金出納ノ都度記入スヘシ

第二十號様式

經費徵收原簿

(1) 組員負擔金ノ部

(イ) 等級別ニ賦課シ二期ニ分割徵收スルモノ、例

番 第 一 期 第 二 期	號 一 金 月 日 納 一 金 月 日 納 名	番 等 級 第 一 期 第 二 期	年 額 一 金	加入 明治 年 月 日	脱退 明治 年 月 日
		(ロ) 平等ニ賦課シ二期ニ分割徵收スルモノ、例		加入 明治 年 月 日	脱退 明治 年 月 日

號	一金	號	一金
月	日納	月	日納
名	氏	名	氏

備考 一、漁業者別ニ賦課スル場合ハ各口座ヲ設クヘシ

(2) 漁業料ノ部

(イ) 漁具ニ賦課シ二期ニ分割徴收スルモノ、例

號	番	年額	漁具	金額	個數	合計	加入		脱退	
							明治	年	明治	年
第一	期	第二	期	日納	名	氏	日	月	日	月

備考

- 一、全一名稱ノ漁具ニシテ其賦課額モ全一ナルトキハ之ヲ併記スヘシ
- 一、全一名稱ノ漁具ト雖モ大小等ニ因リ賦課額ノ異ナルモノハ別記スヘシ
- 一、漁業者別ニ賦課スル場合ハ各口座ヲ設クヘシ



(ロ) 漁獲高ニ賦課シ賣上ノ都度徴收スルモノ、関

業漁

課率

加入 明治 年 月 日 氏  
 脱退 明治 年 月 日 名

日納付

金

額

月

日納付

金

額

月

日納付

金

額

月

日納付

金

額

月

日納付

金

額

月

日納付

金

額

月

圓厘

圓厘

圓厘

圓厘

圓厘

圓厘

			日納付				計	
		圓	金	月				
		厘	額		計累	計		
			日納付					
		圓	金	月				
		厘	額		計累	計		
			日納付					
		圓	金	月				
		厘	額		計累	計		
			日納付					
		圓	金	月				
		厘	額		計累	計		
			日納付					
		圓	金	月				
		厘	額		計累	計		
			日納付					
		圓	金	月				
		厘	額		計累	計		



		豫算額			
月 日年		何期分何某納			
月 日年		何々何某納			
月 日年		何々何某納			
備考					
一、豫算科目毎ニ口座ヲ設ケ收入ノ都度記入スヘシ					
第三十二號様式					
經費支出簿					
款、項、目					
何々(豫算科目)					
年月日	支拂番號	摘要	豫算額	支出額	殘額
		豫算額			
月 日年		何々代何某渡			

備考 一、豫算科目毎ニ口座ヲ設ケ支出ノ都度記入スヘシ

第二十三號様式

漁獲物水揚帳

年 月 日

賣 人

一 何魚何貫(又ハ何尾)

壹貫ニ付(又ハ壹尾ニ付)何圓何錢

買 人

月 日年 何月分何々何某渡

月 日年 何々費ヨリ流用増

月 日年 何々費へ流用減

月 日年 豫算更正増(減)

小 計

累 計

此代何圓何錢

備考

- 一、漁獲物種類ニ不拘總テ本帳簿ニ記載シ補助簿ノ外別冊ヲ設クルヲ許サス
- 一、他組會員ノ漁獲物ヲ販賣シタルトキハ賣人ノ冒頭ニ其ノ所屬組合名ヲ記入スヘシ

第二十四號様式

漁獲物代金出納簿

年 月 日	摘	要	受	拂	殘
月 日年					
月 日年					
月 日年					
月 日年					
月 日年					

第二十五號樣式

漁獲物代金仕拂原簿

何 某

月 日	賣上金高	步	金	貯金預入金高	差引殘高本人下渡金
何月何日	何 十 錢	何 程	何 錢	何 錢	何 十 錢
、	何円何十錢				
計			計何円何十錢		計何円何十錢
何月何日					
計					
何月何日					

備考

- 一、本帳簿賣上金高ハ漁獲物水揚帳ヨリ轉載スヘシ
- 一、本帳簿ハ各漁業者毎ニ口座ヲ設ケテ整理スヘシ
- 一、漁業者ニ仕拂ヲナシタルトキハ合計ヲ付シ主任者捺印スヘシ
- 一、歩金ノ外ニ徴收金ヲ差引ク場合ハ歩金ノ下ニ相當欄ヲ設クヘシ

第二十六號様式

漁獲物賣上金納入原簿

買受人 何 某

月	日	賣 渡 魚 價 總 額	金 額 月	納 日	殘 金	完 納 月 日

- 一、本簿ノ魚價ハ漁獲物水揚帳ヨリ移記スヘシ
- 一、本簿ハ買受魚商人別ニ口座ヲ設ケテ整理スヘシ



第二十七號樣式

組合員貯金人別簿

何 某

預入年月日 金

額 拂渡年月日 金

額 備

考

備考 共同貯金ハ本簿ニ準テ調製シ預入又ハ拂渡ノ部度記帳シ且年度計ヲ附スヘシ

○和歌山縣令第五十八號

明治三十六年六月 縣令第五十三號郡市長委任條件中左ノ通改正ス

明治四十一年八月三十日

和歌山縣知事 伊 澤 多 喜 男

十九、森林開墾願ニ關シ許否處分ノ事

但森林法第十四條ノ各號ニ類似ノ箇所及左ノ各號ノ一ニ該當スル箇所ハ之ヲ除ク

一、國縣、里道人家墳墓鐵道池沼堤塘河川及河川ニ通スル溪流ニ向ヒ距離十丁以内ノ地ニシテ傾斜十五度以上ナル箇所

二、開墾地平坦ナルモ隣接地水路ニ接スル無立木地ニシテ水路ニ向ヒ二十度以上ノ傾斜ヲ爲シタル箇所

三、砂地、基岩脆弱、土壤輕鬆ナル地ニシテ傾斜二十度以上ナル箇所

四、崩壊地ノ上部及崩壊地ニシテ雨水ヲ流下スル箇所

五、前各項ニ該當セサル箇所ト雖三十度以上ノ傾斜アル地及開墾ノ爲他ノ利益ヲ害スル場合

○和歌山縣令第五十九號

明治三十八年<sup>十二月</sup>縣令第五十三號ベスト豫防ノ爲物件輸入停止令中神戸市ノ下ニ「津名郡」ヲ追加ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

明治四十一年八月三十日

和歌山縣知事

伊澤多喜男

○和歌山縣訓令第二十七號

窮民恤救及棄兒養育ニ關スル件左ノ通定ム

明治四十一年八月二十九日

和歌山縣知事 伊澤多喜男

郡	役所
市	役所
町	役場

第一條 恤救ヲ願出ツル者アレトキハ市町村長ハ其ノ願書ニ戶籍謄本及左記事項ニ關スル調書ヲ

添ヘ知事ニ進達スヘシ  
一 生計ノ狀態及資産

二 出願者ト同一戶籍内ニ在ラサル扶養義務者ノ住所、職業氏名、年月日、戶主非戶主ノ別(非戶主ナ

ルトキハ戶主トノ續柄以下全シ)及資力

三 親族、隣保、市町村等ニ於テ救助ヲ爲シタル期間、金額又ハ物品ノ種類數量價格及其親族、隣保ノ住所氏名

第二條 癡疾者及疾病者ニ付テハ願書ノ外尙別記書式ノ醫師診斷書ヲ添付セシムヘシ

第三條 郡市長ニ於テ棄兒養育米ノ支給願ヲ許可シタルトキハ直ニ左記事項ヲ知事ニ報告スヘシ

一 棄兒ノ氏名推定生年月日、男女ノ別

二 養育人ノ住所、氏名、生年月日、戶主非戶主ノ別

三 給與開始ノ年月日

第四條

郡市町村長ハ恤救米及養育米ヲ受クル者ノ名簿ヲ設備スヘシ

前項ノ名簿ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

- 一 恤救米及養育米ヲ受クル者ノ住所、氏名、生年月日、戸主非戸主ノ別
- 二 棄兒ノ氏名、推定生年月日、男女ノ別
- 三 癯疾、老衰、疾病、幼弱、棄兒ノ別及一ケ年又ハ一日ノ給與米額
- 四 給與開始ノ年月日
- 五 給與廢止ノ年月日及其事由
- 六 其ノ他必要ノ事項

第五條

恤救米ヲ受クル者及棄兒又ハ其ノ養育人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市町村長ハ速ニ知事ニ報告スヘシ但シ第五號ノ場合ハ資力調査ヲ添付スルヲ要ス

- 一 死亡シタルトキ
  - 二 疾病全治シタルトキ
  - 三 幼弱者、棄兒滿十三年ニ達シタルトキ
  - 四 住所ヲ轉シタルトキ
  - 五 扶養義務者ヲ發見シタルトキ
  - 六 棄兒ノ父母現出シタルトキ
  - 七 其ノ他給與ヲ廢止スヘキ事由ノ生シタルトキ
- 本縣内他市町村ヘ轉住シタル者ニ對シテハ市町村長ハ前項ノ外、第四條、第二項各號中其ノ者ニ該當スル事項ヲ速ニ轉住地ノ市町村長ニ通報スヘシ

第六條 市町村長ハ恤救米ヲ受クル者ノ生活及病症ノ實況ヲ毎年三月一日及九月一日ニ於テ調査

シ其ノ月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第七條 町村長ヨリ知事ニ進達又ハ報告スヘキ書類ハ郡長ヲ經由スヘシ

第八條 郡長ニ於テ第一條ノ書類ヲ受理シタルトキハ之ヲ審査シ意見ヲ副申スヘシ

第九條 郡長ニ於テ第五條ノ報告書ヲ受理シタルトキハ其ノ事故ヲ名簿ニ記入シ報告書ノ餘白ニ

名簿登記済ノ旨ヲ朱記シ無違滞進達スヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

明治十二年十月 丙第四百六十六號 同十三年十二月 丙第三百七十四號 同十四年三月 丙第五十八號 同十

四年十一月 丙第二百五十七號 同十七年十月 達第百二號及同三十一年十月 訓令第三百三十三號ハ之ヲ廢

止ス

(書式)

診 斷 書

何郡(市)何町(村)大字何々何番地

氏

名

生 年 月 日

一 病 名  
一 体 質

- 一 原因
- 一 經過
- 一 既往症
- 一 現症
- 一 治療法
- 一 豫後

右ノ通診斷候也  
年 月 日

○和歌山縣訓令第二十八號

何郡(市)何町(村)大字何々何番地

醫師 氏 名 印

郡 市 役 所  
町 村 役 場

國運ノ振張國力ノ充實ハ之ヲ地方產業ノ發達國民ノ勤儉力行ニ待タサルヘカラズ然ルニ近來各地ニ於テ共進會品評會等ノ開設ニ際シ往々之ニ伴フ種々ノ餘興ニ多餘ノ費用ヲ投シ徒ラニ華奢ヲ競フノ傾向アルハ其ノ餘弊ノ及フ所塞心ニ堪ヘサルモノナシトセズ宜ク該會ノ開催ニ方リテハ專ラ質素着實ヲ旨トシ由リテ以テ其ノ本來ノ目的タル產業ノ發達改善ヲ期センコトヲ努ムヘシ

明治四十一年八月二十九日

和歌山縣知事 伊澤多喜男

○和歌山縣告示第二百七十五號

東京、奈良、徳島、廣島ノ各府縣ニ於テ左ノ通牛疫發生シ斃死又ハ撲殺セシ旨通知アリタリ

明治四十一年八月廿八日

和歌山縣知事 伊澤多喜男

一 東京府 八月二十二日荏原郡ニテ一頭

一 奈良縣 八月二十二日北葛城郡ニテ一頭磯城郡ニテ二十三頭

一 徳島縣 自八月十四日至十九日三好郡ニテ一頭

一 廣島縣 自七月二十五日至八月十六日豊田郡ニテ六十頭、加茂郡ニテ三頭、深安郡ニテ七頭、安藝郡ニテ拾一頭、沼隈郡ニテ三頭

○通牒照會

内西第五四二一號

通牒

明治四十一年八月三十日

和歌山縣内務部

市役所 御中

町村役場

左記及通牒候也

一 明治四十一年五月陸軍省令第十一號陸軍召集諸費支出規程第八條ニ依リ繰替支給旅費ノ豫定

額ヲ出納官吏へ通牒スルトキハ其ノ通報書ヲ同規程附屬第二號様式ニ準シ調製セラレタシ

但様式中「召集旅費受領證書」トアルヲ「繰替支給旅費豫定額」トシ「右ノ通支給」繰替支給

候也」トアルヲ「右通報ス」ト記セラルヘシ

○觀測

明治四十一年八月廿五日ヨリ三日間當地氣象概況(前年對照)

種目	八月廿五日		八月廿六日		八月廿七日	
	前年	本年	前年	本年	前年	本年
平均氣壓	七四五耗五	七五七耗七	七四八耗一	七五九耗〇	七四八耗六	七五七耗八
平均氣溫	二三度八	二五度四	二五度〇	二六度四	二六度七	二六度二
最高氣溫	二五度八	二九度六	二九度七	三〇度六	三一度六	三〇度八
最低氣溫	二二度六	二二度七	二二度一	二二度五	二二度六	二二度四
最多風向	西	南西	北東	南西	北々東	南々西
平均風力	一米一	二米九	二米一	三米六	一米六	四米一
天氣	雨	雨又曇	雨後曇	晴驟雨	半晴	晴
降水量	二五耗〇	一耗六	一三四耗〇	〇耗〇	〇耗九	一
記事現象	終日降雨ス 午前十時内陸ノ警戒ヲ解除ス	終日時々降雨 午前十一時縣下全部風雨ノ警戒ヲ解除ス	午前豪雨及西方ニ雷鳴 午前八時五十分三十八秒 微震	午前十時半驟雨	午后〇時四十分五十一秒 微震 午後南東ニ雷鳴 夜間微震	一

明治三十三年八月三日三種郵便物認可

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

明治四十一年八月廿九日印刷  
明治四十一年八月三十日發行

〔壹頁代價〕  
金壹圓

和歌山縣

和歌山市久保町一丁目一番地  
印刷人 山本友次郎  
和歌山市久保町二丁目二十四番地



明治三十三年八月三日三種郵便物認可

縣報第八百號附錄

明治四十一年度各町村稅率換算調查表

海草郡

町村名	附		加		稅		特別稅
	地價制	所得制	國稅	戶別制	縣稅	同雜種制	
加太	地租一円 二付 1100	本稅一円 二付 1100	營業制 本稅一円 二付 1100	戶別制 本稅一円 二付 5,248	縣稅 本稅一円 二付 1100	同雜種制 本稅一円 二付 1100	反別制
西脇野	1100	1	150	2,670	1100	不均 1,000	
木本	1100	1100	1100	3,050	1100	1100	
貴志	1100	1	1100	2,950	1100	1100	
松江	1100	1	1100	3,576	1100	1100	
野崎	1100	1100	不均 最高四、一四五 最低三、一九五		1100	1100	
楠見	1100	1100	1100	4,015	1100	1100	

縣報第八百號附錄

明治四十一年八月三十日

第三種郵便物認可

有	功	300	300	300	300	均最高 四、〇六〇 最低 三、八四〇	500	不均	1,500 500
直	川	200	350	350	350	3,170	600	500	
紀	伊	200	300	350	350	1,995	500	不均	2,000 500
山	口	200	-	300	300	3,110	200	200	
川	永	200	300	300	300	1,210	200	200	
和	佐	300	300	300	300	2,715	300	300	
西	和	300	200	300	300	3,110	350	350	
西	佐	300	200	300	300	3,110	350	350	
鳴	神	300	300	300	300	5,068	200	200	
宮		200	350	350	350	2,994	500	500	

荒地  
畑田  
一反歩ニ付  
四〇〇  
一五〇  
畝

宮前	紀三井寺	和歌浦	雜賀崎	雜賀	湊	岡町	中ノ島	四ヶ郷
四〇〇	四〇〇	四〇〇	二〇〇	三〇〇	四〇〇	三〇〇	四〇〇	四〇〇
三〇〇	一	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	二八〇	一
三五〇	三五〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇均不	三〇〇	三〇〇
三六三五	三三三	五〇一〇	三、五四〇	三、六〇〇	二、七二〇	最高 二、一〇〇 最低 一、三〇〇	二、〇〇〇	五、四六六
三〇〇	四〇〇	四〇〇	三〇〇	三〇〇	五五〇	四〇〇均不	三三〇	五二〇
四〇〇	四〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	五五〇	其他 五〇〇	三三〇	五〇〇

三田	150	1	300	3,000	3,000	3,000	3,000	1反歩ニ付 150厘
岡崎	300	1	300	3,000	3,000	3,000	3,000	1反歩ニ付 150厘
西山東	400	300	300	3,000	3,000	3,000	3,000	1反歩ニ付 150厘
東山東	450	350	350	3,100	3,100	3,100	3,100	1反歩ニ付 150厘
魚川	300	300	300	3,000	3,000	3,000	3,000	1反歩ニ付 150厘
安原	150	1	300	3,000	3,000	3,000	3,000	1反歩ニ付 150厘
黑江	300	1	300	3,000	3,000	3,000	3,000	1反歩ニ付 150厘
伊方	300	1	300	3,000	3,000	3,000	3,000	1反歩ニ付 150厘
内海	300	1	300	3,000	3,000	3,000	3,000	1反歩ニ付 150厘

不  
均  
一  
最  
高  
3,900  
最  
低  
3,300

不  
均  
一  
最  
高  
3,100  
最  
低  
2,100

不  
均  
一  
所  
得  
七  
0  
其  
他  
四  
0

荒  
地  
三  
五  
0

大野	400	—	2500	3,150	250	250
巽	000	000	1500	3,150	200	200
仁義	000	—	—	6,167	200	200
加茂	000	000	000	4,350	200	200
鹽津	000	000	000	3,150	200	200
大崎	200	200	200	2,300	000	200
濱中	000	—	000	4,000	200	200
椒	000	050	050	3,500	000	000
各町村平均率	377	290	200	3,733	210	200

那賀郡

税目

附

加

税

特別

税

町村名

地價割

所得割

國稅營業  
稅割

礦業割

戶別割

縣稅營業  
割

雜種割

反別割

山林伐採  
稅

池田

300厘

300厘

300厘

1厘

4、426厘

300厘

不  
均  
一  
最低  
2、000厘

300厘

長田

300

1

300

1

6、105

300

300

粉河

300

250

300

1

4、653

不  
均  
一  
最高  
7、500  
最低  
350

王子

300

350

350

1

11、300

750

650

狩宿

300

300

300

1

5、087

200

300

川原

300

300

300

1

5、110

500

300

上名手

300

150

100

1

八、一五〇

三六〇

三〇〇

名手

300

100

300

1

三、四〇〇

五〇〇

五〇〇

麻生津

200

250

250

100

二、三七八

四五〇

四五〇

龍門

400

三五〇

三五〇

一均不

最高  
五、二六九  
最低  
三、五八三

三五〇

三五〇

二反歩  
付風  
六五〇

安樂川

250

1

300

1

一、七七八

300

一均不

最高  
五、〇〇〇  
最低  
1100

奥安樂川

299

290

300

1

三、五七九

三五〇

三五〇

調月

300

300

300

1

三、〇一〇

400

500

東貴志

300

300

300

1

三、〇五九

300

一均不

最高  
一、〇〇〇  
最低  
300

小倉	山崎	根來	上岩出	岩出	田中	丸栖	中貴志	西貴志
400	300	300	300	350	300	300	300	300
350	300	300	—	350	300	300	—	—
350	300	300	—	350	300	300	300	300
—	—	—	—	—	—	—	—	—
3,397	2,839	5,098	3,044	2,967	3,921	1,822	3,100	1,250
300	300	400	300	350	400	500	500	400
300	300	不均	300	350	不均	500	500	不均
—	—	最高 400 最低 500	—	350	最高 3,000 最低 400	500	500	最高 2,000 最低 400



長谷毛原	猿川	上神野	下神野	小川	東野上	南野上	中野上	北野上
300	300	300	300	290	300	300	300	300
300	300	300	300	350	100	300	100	100
300	300	300	300	300	100	300	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1
不均								
最高 四、七二〇	五、九三三	四、一九七	四、三〇〇	三、五七四	二、三二七	二、八九七	一、四〇一	三、五〇一
最低 四、四三四								
300	300	300	300	350	100	300	300	100
			不均 最高 一、九五〇					
300	300	300	最低 300	350	100	300	100	100

町村名	稅目	附		加		稅		特別稅		
		地價割	所得割	國稅營業割	鑛業割	戶別割	縣稅營業割	全雜種割	山林採伐稅	反別割
笠田	300	100	100	1	1	不最高 均一、六七〇 一最低 五〇六	不最高 均二、〇〇〇 一最低 三〇〇			
橋本	240	100	100	1	四、九五二	250	200			
志賀野	300	260	1	1	三、四九	300	300			
具國	300	300	1	1	八、六四五	300	300			
細野	300	300	1	1	三、六八一	300	300			
新淵	300	300	1	100	六、〇四三	300	300			代價價格 百圓三付 五、〇〇〇
各町村 平均率	336	281	333	100	四、一五九	352	346			

伊都郡

仙 田	鹽 場	應 其	信 太	名 倉	妙 寺	四 郷	大 谷
1000	1000	1000	1266	1000	1000 最低 1000 最高 1000	1000	1000
1000	1500	1500	1	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1500	1100	1000	1000	1	1000
1	1	1	1	1	1 均不 最低 1000 最高 1000	1 均不 最低 1000 最高 1000	1 均不 最低 1000 最高 1000
3,135	3,501	3,842	3,956	4,999	1,350 最低 4,326 最高 1000	2,259 最低 6,075 最高 1000	4,657 最低 4,499 最高 1000
1000 均不 最低 1000 最高 1000	1000	1000	1000	1000	1000 均不 最低 1000 最高 1000	1000	1000
1000	1000	1000	1	1000	1000	1000	1000
		11 付反 400 原					

高野	懸野	富貴	隅田	紀見	岸上
二七〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
一	一〇〇	一	一	一均不	一
六、四七八	三、二九二	二、二〇四	三、九九五	最高 一、三五四 最低 五三二	二、五〇〇
三〇〇	五〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
三〇〇	一均不	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
三〇〇	最高 三、〇〇〇 最低 一五〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
全自營 三、〇〇〇 百圓二付 賣買代價		全自營 二、〇〇〇 百圓二付 賣買代價			
二、〇〇〇		一、五〇〇			

有田郡

平均	二九七	三三五	二四五	100	二七九	二七	二二〇
天野	100	100	150	100	最低 一、九四〇 最高 三、〇三三	100	最低 三、〇〇〇 最高 三、〇〇〇
花園	三〇〇	180	180	1	二、〇六五	170	170
見好	三〇〇	100	三〇〇	1	最低 一、四一〇 最高 三、七一〇	二五〇	1100
河根	三〇〇	100	二〇〇	1	最低 二、九八〇 最高 五、七〇五	二〇〇	1100
九度山	三〇〇	150	二〇〇	1	四、三一九	二〇〇	二五
學文路	三〇〇	100	二〇〇	1	二、〇二五	100	1100

町村名	税目		附加				全雜種割
	地價割	所得割	國稅營業割	戶別割	縣稅營業割		
湯淺	300 <small>厘</small>	1 <small>厘</small>	300 <small>厘</small>	7,000 <small>厘</small>	300 <small>厘</small>	不均最高最低	
笑島	300	1	300	4,500	300		
保田	300	1	100	6,200	100		
宮原	300	1	250	4,300	300		
糸我	300	1	300	5,500	500		
田栖川	300	1	250	5,200	250		
廣	310	470	470	7,280	470		
南廣	300	1	300	6,450	300		

津	木	1100	1100	1100	五、三六〇	1100	1100
藤	並	1100	1100	1100	四、四〇〇	1100	1100
田	殿	1100	1100	1100	六、一五九	1100	1100
生	石	1100	1100	1100	五、六〇〇	1100	1100
御	靈	1100	1100	1100	六、三七〇	1100	1100
石	垣	1100	1100	1100	四、四〇〇	1100	1100
鳥	屋城	1100	1100	1100	四、四〇〇	1100	1100
五	西月	1100	1100	1100	五、三六〇	1100	1100
岩	倉	1100	1100	1100	四、四〇〇	1100	1100

縣報第八百號附錄

明治四十一年八月三十日

第三種郵便物認可

城	山	五	八	安	平
均	均	均	均	均	均
300	300	300	300	300	300
1	1	1	1	1	1
250	250	250	250	250	250
460	470	510	510	510	510
300	350	300	300	300	300
200	250	200	200	200	200

日高郡

町村名	稅目		附加稅	特別稅
	地價割	所得割		
御坊	400 <small>厘</small>	350 <small>厘</small>	國稅 營業割	戶別割
	300 <small>厘</small>	300 <small>厘</small>		
松原	400 <small>厘</small>	350 <small>厘</small>	縣稅 營業割	雜種割
	300 <small>厘</small>	300 <small>厘</small>		
	最高 1,000 <small>厘</small>	最低 100 <small>厘</small>		反別割
	2,949 <small>厘</small>	2,949 <small>厘</small>		伐採稅
	500 <small>厘</small>	500 <small>厘</small>		
	400 <small>厘</small>	400 <small>厘</small>		



東 內 原	西 內 原	由 良	衣 奈	白 崎	志 賀	比 井 崎	三 尾	和 田
三〇〇	三〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一五〇	一〇〇	三二〇
二五〇	三〇〇	三三〇	一	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一
一五〇 均不	三〇	三五〇	三五〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇
最高二、五六八 最低二、三〇〇	七三五	三、三二〇	三、一三七	二、六四〇	三、四七五	三、五二六	三、九二七	一、六一
三〇〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
三〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三〇〇	三〇〇	五〇〇	三〇〇

湯川	500	300	300	300	413	500	500	200
藤田	500	300	300	300	313	500	500	200
矢田	500	300	300	300	319	500	500	200
野口	500	300	300	300	314	500	400	200
丹生	500	300	300	300	313	500	300	200
早蘇	500	300	300	300	311	500	500	200
船着	500	300	300	300	315	500	500	200
川中	500	300	300	300	315	500	500	200
川上	500	300	300	300	315	500	500	200

不均一  
最高 三、一三三  
最低 二、六八〇

不均一  
最高 四、一三二  
最低 三、〇四九

畑田宅  
500  
200

畑田  
500  
200

畑田  
400  
350

畑田  
300  
150

南 部	上 南 部	高 城	清 川	下 山 路	中 山 路	上 山 路	龍 神	寒 川
300	300	300	300	300	300	300	300	300
1	1	1	1	300	300	1	300	300
300	300	300	300	300	300	1	300	300
2, 262	11, 300	1, 185	3, 331	不 均	不 均	不 均	3, 331	4, 805
300	300	300	300	最高 4, 120 最低 4, 010	4, 215	最高 4, 963 最低 5, 433	3, 331	300
不 均			不 均				300	300
最高 11, 000 最低 300			最高 300 最低 11		300		300	300
							買 賣 價 格 百 分 ノ 三	

岩代	500	0元	1	11.75	1100	1100
初目	500	500	500	5.00	500	500
初目川	500	500	500	5.00	500	500
眞妻	500	500	500	6.60	500	500
稻原	500	500	500	11.50	500	500
印南	500	500	500	11.50	500	500
名田	500	500	500	11.50	500	500
鹽屋	500	500	500	11.50	500	500
平均	518	298	100	3.84	565	377

西牟婁郡

町村名	附		加		特		別		稅
	地價割	所得割	國稅	營業割	縣稅	雜種割	反別割	山林白砂步一稅貸家稅	
田邊	二〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	五〇〇	均不最高最低	一反步二		
湊	二〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	五〇〇	均不最高最低	荒地 五〇〇 畑田宅 九〇 七五		
西ノ谷	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	五〇〇				一ヶ月 貸家料 一圓二 付一圓 一〇〇
稻成	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇〇		荒地 三三〇		
新庄	二〇〇	二五〇	三〇〇	三、二六五	五〇〇		畑田宅 一〇〇 六〇		

縣報第八百號附錄

明治四十一年八月三十日

第三種郵便物認可

夫役

上秋津	秋津川	上芳養	中芳養	下芳養	瀬戸鈴山
100	200	1000	1000	150	1000
120	100	1000	110	200	1000
200	200	2000	100	200	2000
250	500	3114	4348	3300	3261
200	500	500	3000	500	500
500	500	500	500	500	500
畑田畑宅 荒	畑田畑宅 荒	田山畑田 荒宅	山荒畑田 荒畑田	山荒畑田 宅地	田畑宅
100	100	200	900	150	250
100	100	300	200	100	
100	100	300	200	100	
100	100	300	200	100	
100	100	300	200	100	
					二 三風付駄

近野	二川	栗栖川	長野	三栖	万呂	下秋津
1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100
1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100
1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100
四、八五八	一、九三三	四、〇七四	三、四三三	五、五八	四、五五〇	四、〇七〇
五〇〇	三〇〇	七〇〇	五〇〇	五〇〇	三〇〇	五〇〇
五〇〇	三〇〇	七〇〇	五〇〇	五〇〇	均不 最低最高	五〇〇
山	田 山 = 付 一 町 六			烟 荒 一 八 〇 〇	田 荒 三 〇 〇	田 荒 三 〇 〇
				烟 宅 荒 一 〇〇	烟 宅 荒 三 〇〇	烟 宅 荒 三 〇〇
				愛 記 百 濟 圓 = 付 一 〇〇		
					二 付 人	





江住	和深	田並	有田	富二橋	岸本
100	100	100	100	100	100
150	1	100	100	100	150
150	100	100	100	100	100
188	7、10、15	5、4、5	5、6、7	5、7、6	4、5、7
100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100 均不 一最低 最高	100 均不 一最低 最高
100	100	100	100	100 山 田畑宅	100
100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100

代金一圓  
 圓ニ付 捕魚原  
 揚リ金 三  
 高一圓  
 ニ付  
 採藻原





東牟婁郡

附加稅特別稅

町村名	地價割	所得割	國稅營業割	鑛業割	賣藥營業割	戶別割	縣稅營業割	雜種割	伐木稅	營業割
-----	-----	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-----	-----

新宮	二〇〇 <small>厘</small>	三〇〇 <small>厘</small>	二〇〇 <small>厘</small>	一〇〇 <small>厘</small>	一〇〇 <small>厘</small>	四、八七五 <small>厘</small> 一均不 最低最高 六五〇 <small>厘</small>	二〇〇 <small>厘</small>	六五〇 五〇	收入千圓 二付 五、〇〇〇 <small>厘</small>
----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	-----------	--------------------------------------

三輪崎	三〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	六、一八五	五〇〇	五〇〇	代金價格百圓 二付 三、〇〇〇 <small>厘</small>
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	--

宇久井	二〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	七、二二五 一均不 最低最高 七、二四五	四〇〇	三〇〇	
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------------------------------	-----	-----	--

那智	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	八、七三九 一均不 最低最高 六、七五七	五〇〇	五〇〇	
----	-----	-----	-----	-----	-----	-------------------------------	-----	-----	--

勝浦	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	四、六九〇	六〇〇	六〇〇	
----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	--

色川	二〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	四、一〇五	三〇〇	三〇〇	代金價格百圓 二付 一、五〇〇 <small>厘</small>
----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	--

上太田	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	七、〇四八 一均不 最低最高 四、四四四	四〇〇	四〇〇	價格百圓 二付 二、五〇〇 <small>厘</small>
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------------------------------	-----	-----	--------------------------------------

明神	高池	大島	西向	古座	田原	太地	下里	下太田
100	100	150	100	100	100	100	100	不最高 均元0 一最低 100
250	100	200	100	100	100	100	250	300
300	300	300	300	300	300	200	300	300
400	1	500	1	1	100	1	1	1
1均不 最高六、九 一最低三、二	1	1均不 最高七、四 五最低四、五	1均不 最高六、九 一最低五、三	1	六、八	六、五	1均不 最高八、七 四最低七、四	1均不 最高四、二 五最低三、一
500	500均不 最高	500	500均不 最高	500	500	200	600均不 最高	600
500	500均不 最高	500	500均不 最高	500	500	500均不 最高	600均不 最高	600
					代價價格百 圓二付 三、000			代價價格百 圓二付 二、500



平均	北山	九重 下置 組合	三里	四
二二二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二六四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二七九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二〇八	一	一〇	一	一〇〇
一〇〇	一	一	一	一
四、九八三	二、九三三	八、八七八 一、一三三	均最高八、八七三 最低六、〇三三	五、三三三
四六三	一〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
四三六	一〇〇	三〇〇	五〇〇 代價價格百 圓ニ付 三、〇〇〇	四〇〇 代金價格百 圓ニ付 三、〇〇〇

備考

一 平均率ハ各郡共總テ不均一稅ヲ除ク

一 表中特別稅山林伐採稅ノ課稅標準ニ代金、代價トアルハ賣買ノ場合ヲ指シ價格、評價トアルハ讓與、贈與、自營ノ場合ヲ謂フ

明治四十一年度各町村吏員報酬、給料人員豫算調査表 海 草 郡





中ノ島	一五〇,〇〇〇	一	一	一〇〇,〇〇〇	一	(村長兼掌)	二四〇,〇〇〇
四ヶ郷	一	一五六,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇
宮	一四四,〇〇〇	一	一	一	一九三,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	二五八,〇〇〇
嶋神	一五六,〇〇〇	一	一	一〇〇,〇〇〇	一	一四四,〇〇〇	三八四,〇〇〇
西和佐	一九三,〇〇〇	一	一	一	一六六,〇〇〇 (助役兼掌)	一	二六四,〇〇〇
和佐	一九〇,〇〇〇	一	一	一五,〇〇〇	一	一五六,〇〇〇	二四〇,〇〇〇
川永	一四四,〇〇〇	一	一	一〇八,〇〇〇	一	九六,〇〇〇	二四四,〇〇〇
山口	一〇〇,〇〇〇	一	二	一〇〇,〇〇〇	一	一〇八,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
紀伊	一〇〇,〇〇〇	一	二	一八五,〇〇〇	一	一八五,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇



巽	—	120,000	—	140,000	—	131,000	—	234,000
大野	180,000	—	—	156,000	—	144,000	—	330,000
内海	110,000	—	—	150,000	—	84,000	—	258,000
日方	360,000	—	—	11,000	—	131,000	—	611,000
黒江	480,000	—	—	—	240,000	264,000	—	894,000
安原	170,000	—	—	—	131,000	110,000	—	348,000
龜川	160,000	—	—	156,000	—	161,000	—	300,000
東山東	240,000	—	—	151,000	—	54,000	—	351,000
西山東	110,000	—	—	136,000	—	28,000	—	244,000

町村名	吏員名稱		那賀郡		収入役書	記
	町長	助	役	給料人員		
仁義	1	1	1	1	92,000	1,000,000
加茂	1	1	1	1	45,000	4,000,000
瀬津	1	1	1	1	66,000	2,700,000
大崎	1	1	1	1	60,000	2,400,000
濱中	1	1	1	1	50,000	3,000,000
椒	1	1	1	1	31,000	2,500,000
平均	1	1	1	1	108,150	2,812,900

池田	110,000			100,000	1	168,000	6	756,000
長田	150,000			135,000	1	133,000	2	283,000
粉河	1	333,000	1	1	1	26,000	2	264,000
王子	236,000		1	130,000	1	96,000	1	96,000
狩宿	146,000		1	69,000	1	100,000	2	154,000
川原	200,000		1	130,000	1	(助役兼掌)	2	196,000
上名手	160,000		1	150,000	1	144,000	1	110,000
名手	110,000		1	5,000	1	108,000	1	95,000
麻生津	200,000		1	120,000	1	120,000		

龍門	一五、〇〇〇	—	—	—	一三〇、〇〇〇	—	一三〇、〇〇〇	—	二五〇、〇〇〇
安樂川	一六、〇〇〇	—	—	—	—	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	—	三二、〇〇〇
奧安樂川	一三、〇〇〇	—	—	—	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	—	二四、〇〇〇
調月	—	一三〇、〇〇〇	—	—	—	一四、〇〇〇	一六、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇
東貴志	一四、〇〇〇	—	—	—	—	一三〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	—	二七〇、〇〇〇
西貴志	一五、〇〇〇	—	—	—	一〇〇、〇〇〇	—	一三〇、〇〇〇	—	二三八、〇〇〇
中貴志	一四、〇〇〇	—	—	—	一〇、〇〇〇	—	一四〇、〇〇〇	—	一〇八、〇〇〇
九栖	一三〇、〇〇〇	—	—	—	一四〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	—	一九六、〇〇〇
田中	一五〇、〇〇〇	—	—	—	一四〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	—	四六六、〇〇〇

東野上	150,000	1	1	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
南野上	1	1,000,000	1	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
中野上	110,000	1	1	1	900,000	1	1,000,000	1,000,000
北野上	1,000,000	1	1	1	1,000,000	1	1,100,000	1,200,000
小倉	1	1,200,000	1	1	1,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
山崎	1,500,000	1	1	1	1,100,000	1	1,300,000	1,500,000
根來	1,100,000	1	1	1	900,000	900,000	900,000	1,000,000
上岩出	1,100,000	1	1	1	900,000	900,000	900,000	1,100,000
岩出	1,900,000	1	1	1	1,600,000	1,600,000	1,500,000	1,500,000





伊都郡

町村名	吏員名稱		報酬	給料	人員	報酬	給料	給料	人員	給料				
	町長	助役									收入役	書記		
橋本	1	1	150,000	1	1	156,000	1	144,000	1	110,000	2	288,000		
笠田	1	1	110,000	1	1	156,000	1	138,000	4	360,000	2	360,000		
大谷	1	1	100,000	1	1	126,000	1	126,000	2	216,000	1	216,000		
四郷	1	1	110,000	1	1	180,000	1	180,000	1	110,000	1	110,000		
妙寺	1	1	160,000	1	1	156,000	1	144,000	4	384,000	1	384,000		
名倉	1	1	110,000	1	1	144,000	1	144,000	2	216,000	1	216,000		
平均			147,333			193,000		117,401		141,000		133,811		100,985

縣報第八百號附錄

明治四十一年八月三十日

第三種郵便物認可

信	太	八四、〇〇〇	一	八四、〇〇〇	一	八四、〇〇〇	(助役兼掌)	一	九六、〇〇〇
應	其	一〇八、〇〇〇	一	九、〇〇〇	一	一〇八、〇〇〇		三	三三、〇〇〇
端	場	三六、〇〇〇	一	二四、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇		一	一八、〇〇〇
山	田	一四〇、〇〇〇	一	一	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇		二	一五、〇〇〇
岸	上	七二、〇〇〇	一	七二、〇〇〇	一	(助役兼掌)			
紀	見	一八〇、〇〇〇	一	一六、〇〇〇	一	一五六、〇〇〇		三	三八四、〇〇〇
隅	田	一一〇、〇〇〇	一	六、〇〇〇	一	一〇八、〇〇〇		三	二五八、〇〇〇
富	貴	一六、〇〇〇	一	一	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇		一	一四四、〇〇〇
戀	野	七六、〇〇〇	一	七六、〇〇〇	一	八四、〇〇〇		二	一五〇、〇〇〇

高野	1	120,000	1	1	120,000	1	16,000	3	444,000
學文路	1	156,000	1	1	144,000	1	144,000	3	300,000
九度山	1	156,000	1	1	156,000	1	144,000	2	276,000
河根	1	110,000	1	1	110,000	1	144,000	2	254,000
見好	1	180,000	1	1	150,000	1	110,000	2	290,000
花園	1	144,000	1	1	110,000	1	110,000	1	364,000
天野	1	131,000	1	1	100,000	1	110,000	1	341,000
平均	13,578	180,000	9,641	156,000	124,900	16,110	166,110		

有田郡

縣報第八百號附錄

明治四十一年八月三十日

第三種郵便物認可

四四

町村名	吏員名稱		報酬	給料	人員	報酬	給料	收入	役書	給料
	町	村								
湯淺	1	1	350,000	1	1	350,000	1	360,000	1	61,140,000
箕島	1	1	150,000	1	1	311,000	1	166,000	1	1,105,000
保田	1	1	310,000	1	1	120,000	1	180,000	1	2,400,000
宮原	1	1	250,000	1	1	200,000	1	156,000	1	3,060,000
系我	1	1	156,000	1	1	331,000	1	(兼掌)	1	1,560,000
田栖川	1	1	140,000	1	1	310,000	1	310,000	1	1,210,000
廣	1	1	190,000	1	1	160,000	1	144,000	1	2,640,000
南廣	1	1	120,000	1	1	130,000	1	106,000	1	2,480,000

岩倉	120,000	1	1	1	13,000	1	130,000	2	168,000
五西月	1	220,000	1	1	1	1	133,000	2	264,000
鳥屋城	200,000	1	1	1	1	1	133,000	4	526,000
石垣	16,000	1	1	1	1	1	144,000	3	348,000
御靈	18,000	1	1	1	1	1	156,000	2	240,000
生石	16,000	1	1	1	156,000	1	(兼掌)	1	110,000
田殿	220,000	1	1	1	1	1	168,000	2	288,000
藤並	170,000	1	1	1	1	1	144,000	3	408,000
津木	110,000	1	1	1	100,000	1	96,000	2	156,000

町村名	吏員名稱		町村長	助	役	收入役書		記
	報酬給料	人員報酬給料				給料	人員給料	
城山	140,000	1	1	1	3,000	110,000	2	102,000
五	6,000	1	1	1	16,000	131,000	1	147,000
八幡	1	226,000	1	1	16,000	156,000	3	140,000
安誦	18,000	1	1	1	96,000	96,000	1	71,000
平均	199,777	226,000	100,995	1	141,474	136,474	1	136,474
御坊	240,000	1	226,000	2	240,000	180,000	5	708,000
松原	226,000	1	233,000	1	1	110,000	1	131,000

和 田	60,000	-	-	-	-	110,000	110,000	110,000	110,000
三 尾	120,000	-	-	-	-	110,000	110,000	110,000	120,000
比 井 崎	60,000	-	-	-	-	110,000	110,000	110,000	128,000
志 賀	140,000	-	-	-	-	110,000	110,000	110,000	100,000
白 崎	-	1150,000	-	-	-	1150,000	1150,000	1150,000	-
衣 奈	-	800,000	-	-	-	110,000	110,000	110,000	110,000
由 良	180,000	-	-	-	-	110,000	110,000	110,000	110,000
西 内 原	16,000	-	-	-	-	130,000	(助役兼掌)	110,000	108,000
東 内 原	-	192,000	-	-	-	130,000	130,000	130,000	116,000

湯川	無	給	一	一六〇,〇〇〇	一	一五〇,〇〇〇	三	三三〇,〇〇〇
藤田	一三〇,〇〇〇	一	一	一三〇,〇〇〇	一	九六,〇〇〇	二	一八〇,〇〇〇
矢田	一六〇,〇〇〇	一	一	一	一	一三三,〇〇〇	二	二七〇,〇〇〇
野口	一	一四〇,〇〇〇	一	一五〇,〇〇〇	一	一〇八,〇〇〇	一	九六,〇〇〇
丹生	一五六,〇〇〇	一	一	一	一	一四四,〇〇〇	二	二四〇,〇〇〇
早蘇	一	一四〇,〇〇〇	一	一	一	九六,〇〇〇	二	一九八,〇〇〇
船着	一	一六〇,〇〇〇	一	一五〇,〇〇〇	一	一三三,〇〇〇	二	二四〇,〇〇〇
川中	一	一三八,〇〇〇	一	九六,〇〇〇	一	一三〇,〇〇〇		
川上	一六〇,〇〇〇	一	一	一六六,〇〇〇	一	一五六,〇〇〇	二	一五二,〇〇〇



南 部	120,000	1	1	1	1	1	1	120,000	四	528,000
上 南 部	188,000	1	1	1	1	1	1	188,000	三	168,000
高 城	1	1	168,000	1	1	140,000	1	(助役兼掌)	二	104,000
清 川	133,000	1	1	1	1	108,000	1	(村長兼掌)	一	96,000
下 山 路	1	1	156,000	1	1	133,000	1	54,000	一	110,000
中 山 路	96,000	1	1	1	1	110,000	1	(全)	一	131,000
上 山 路	50,000	1	1	1	1	156,000	1	(助役兼掌)	二	240,000
龍 神	1	1	240,000	1	1	1	1	7,000	一	328,000
寒 川	96,000	1	1	1	1	108,000	1	96,000	一	96,000

岩代	1	110,000	1	20,000	1	100,000	1	110,000
切目	2	110,000	1	100,000	1	100,000	1	110,000
切目川	2	110,000	1	5,000	1	105,000	1	110,000
眞妻	1	100,000	1	110,000	1	150,000	1	100,000
稻原	3	400,000	1	20,000	1	380,000	1	400,000
甲南	2	300,000	1	10,000	1	290,000	1	300,000
名田	3	370,000	1	100,000	1	270,000	1	370,000
盪屋	1	150,000	1	100,000	1	250,000	1	150,000
平均	1	150,000	1	150,000	1	150,000	1	150,000

西牟婁郡

町村名	吏員名稱		役		收入役		書記
	町長	助	給料人員報酬	給料	給料人員	給料	
田邊	四二〇,〇〇〇	—	—	—	三三四,〇〇〇	一四四,〇〇〇	三 四九五,〇〇〇
湊	三〇〇,〇〇〇	—	—	—	二〇四,〇〇〇	一六二,〇〇〇	二 二八八,〇〇〇
西ノ谷	—	—	—	—	—	—	—
稻成	—	—	—	—	—	—	—
新庄	—	—	—	—	—	—	—
瀬戸鉛山	—	—	—	—	—	—	—
下芳養	—	—	—	—	—	—	—

中芳養	一三三,000	—	—	—	—	一三〇,000	—	—	—	九六,000	—	—	—
上芳養	一五五,000	—	—	—	—	一三三,000	—	—	—	一三〇,000	—	—	一五八,000
秋津川	一八〇,000	—	—	—	—	一五六,000	—	—	—	(助役兼掌)	—	—	一三〇,000
上秋津	一五六,000	—	—	—	—	—	—	—	—	一三三,000	—	—	二五〇,000
下秋津	一八〇,000	—	—	—	—	—	—	—	—	一四四,000	—	—	一三〇,000
万呂	一五〇,000	—	—	—	—	—	—	—	—	一五六,000	—	—	一三〇,000
三栖	一四〇,000	—	—	—	—	—	—	—	—	一六〇,000	—	—	一三三,000
長野	一三三,000	—	—	—	—	一八,000	—	—	—	一三〇,000	—	—	九六,000
栗栖川	—	一八〇,000	—	—	—	—	—	—	—	一四〇,000	—	—	一三六,000

二川	1	1,400,000	1	1	110,000	112,000	1	1,400,000
近野	1	1,500,000	1	1,110,000	1	(助役兼掌)	1	1,110,000
富里	1	1,100,000	1	1,550,000	1	(全)	1	800,000
三川 豐原 組合	1	1,310,000	1	1,400,000	1	1,310,000	1	2,600,000
川添	1	1,400,000	1	1,410,000	1	1,310,000	1	3,100,000
大都河	1	1,200,000	1	1,600,000	1	(助役兼掌)	1	1,500,000
佐本	1	1,000,000	1	1	1	1,000,000	1	1,500,000
潮岬	1	1,000,000	1	1,000,000	1	1,600,000	1	2,600,000
串本	1	2,500,000	1	1	3,000,000	2,100,000	1	5,800,000

東富田	156,000	1	117,000	1	73,000	1	276,000
三舞	110,000	1	1	1	180,000	1	264,000
日置	1	1	1	1	156,000	1	276,000
周參見	1	1	1	1	180,000	1	336,000
江住	110,000	1	1	1	144,000	1	331,000
和深	110,000	1	1	1	156,000	1	336,000
田並	100,000	1	5,000	1	50,000	1	445,000
有田	1	1	1	1	30,000	1	36,000
富二橋	156,000	1	1	1	96,000	1	1

西宮田	122,000	—	—	—	131,000	—	122,000
南富田	110,000	—	—	110,000	—	110,000	110,000
北富田	無報酬	—	—	124,000	—	124,000	—
生馬	110,000	—	—	124,000	—	124,000	124,000
朝來	127,000	—	—	122,000	—	101,000	122,000
岩田	226,000	—	—	—	—	126,000	226,000
市ノ瀬	—	126,000	—	125,000	—	(助役兼掌)	125,000
鮎川	無報酬	—	—	—	126,000	122,000	122,000
平均	152,726	121,091	—	99,226	120,152	121,226	124,423

東 車 婁 郡

東員  
名稱

町 村 長 助 役 收入役 書 記

町村名

新 宮

報 酬 給 料 人員 報 酬 給 料 給 料 人員 給 料

四、〇〇〇、〇〇〇

一

二

一

一、六四、〇〇〇

一〇

一、六二〇、〇〇〇

三 輪 崎

二八、〇〇〇

一

一

二四四、八〇〇

四

六三四、一〇〇

宇 久 井

六〇、〇〇〇

一

一〇四、〇〇〇

一五六、〇〇〇

一

一四四、〇〇〇

那 智

一〇〇、〇〇〇

一

一

一八〇、〇〇〇

四

七三〇、〇〇〇

勝 浦

四三〇、〇〇〇

一

一

一九三、〇〇〇

三

一、三三四、〇〇〇

色 川

六〇、〇〇〇

一

一八〇、〇〇〇

一六八、〇〇〇

三

四〇八、〇〇〇

上 太 田

一五、〇〇〇

一

一五、〇〇〇

一

三三〇、〇〇〇

一

二五三、〇〇〇



明神	20,000	1	1	1	10,000	110,000	1	110,000
高池	30,000	1	1	1	11,000	168,000	3	336,000
大島	26,000	1	1	1	26,000	192,000	2	264,000
西向	110,000	1	1	1	26,000	168,000	1	268,000
古座	30,000	1	1	1	106,000	146,000	3	526,000
田原	192,000	1	1	1	192,000	156,000	2	284,000
太地	110,000	1	1	1	104,000	168,000	3	456,000
下里	240,000	1	1	1	1	192,000	4	696,000
下太田	110,000	1	1	1	111,000	110,000	1	266,000

小 川	11,000	1	1	1	1	1	1	1	1	11,000
三 尾 川	36,000	1	1	1	1	1	1	1	1	36,000
七 川	20,000	1	1	1	1	1	1	1	1	20,000
高 田	10,000	1	1	1	1	1	1	1	1	10,000
三 津 ノ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小 口	24,000	1	1	1	1	1	1	1	1	24,000
請 川	110,000	1	1	1	1	1	1	1	1	110,000
敷 屋	124,000	1	1	1	1	1	1	1	1	124,000
本 宮	110,000	1	1	1	1	1	1	1	1	110,000

(助役兼掌)

平均	一六二、五〇〇	一九二、〇〇〇		七二、八六四	一八九、〇〇〇	一五二、八四四		一四九、七二〇
北山	一五〇、〇〇〇	—	—	二六、〇〇〇	—	八四、〇〇〇	—	一五〇、〇〇〇
九重組合 玉置口	六〇、〇〇〇	—	—	—	—	二〇、〇〇〇	—	一四〇、〇〇〇
三里	二六、〇〇〇	—	—	—	—	一六、〇〇〇	—	四六、〇〇〇
四	—	一五〇、〇〇〇	—	一四、〇〇〇	—	(助役兼掌)	—	二六四、〇〇〇

（每月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行）

明治四十一年八月三十日發行  
（日印刷）

（金）代價  
（參照）

# 和歌山縣

和歌山市久保町一丁目一番地  
印刷所  
和歌山市久保町一丁目十四番地  
印刷部